五　事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定ＩＰ電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

［イ～ハ　略］

［六～九　略］

十　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

［イ～ニ　略］

［十一・十二　略］

十三　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則別表第六号に掲げる特定ＩＰ電話番号を使用して電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

［イ～ニ　略］

［十四　略］

［2　略］

（認定電気通信番号使用計画に従つて使用することを要しない総務省令で定める番号、記号その他の符号）

第二十九条の四　法第五十条第一項ただし書の総務省令で定める番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　国際電気通信連合が登録その他の処分を行う番号（国際電気通信連合条約に基づく勧告に準拠したものに限る。）であつて、総務大臣が別に告示するもの

四　前各号に掲げるもののほか、電気通信番号計画に定める電気通信番号以外の番号、記号その他の符号

（ドメイン名電気通信役務等の範囲）

第五十九条の二　法第百六十四条第二項第一号の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

2　法第百六十四条第二項第二号の総務省令で定める番号、記号その他の符号は、文字及びドットの記号の組合せを末尾とする文字、数字又は記号の組合せとする。

3　法第百六十四条第二項第三号の総務省令で定める番号、記号その他の符号は、次のいずれかに掲げるものとする。

［一・二　略］

別表　電気通信役務の種類（第二十二条の二の三第一項第五号ロ関係）

［一～十三　略］

備考　この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

［一　略］

五　事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（法第四十一条第一項に規定する電気通信設備であつて、電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

［イ～ハ　同上］

［六～九　同上］

十　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第九条第一項第一号に規定する電気通信番号を用いて音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

［イ～ニ　同上］

［十一・十二　同上］

十三　法第四十一条第四項に規定する電気通信設備のうち、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備（電気通信番号規則第十条第一項第二号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務の提供の用に供するものに限る。）次に掲げる書類

［イ～ニ　同上］

［十四　同上］

［2　同上］

（総務省令で定める基準に適合することを要しない電気通信番号）

第二十九条の四　法第五十条第一項ただし書の総務省令で定める電気通信番号は、次に掲げるものとする。

［一・二　同上］

［新設］

［新設］

（ドメイン名電気通信役務等の範囲）

第五十九条の二　［同上］

［一・二　同上］

2　法第百六十四条第二項第二号の総務省令で定める電気通信番号は、文字及びドットの記号の組合せを末尾とする文字、数字又は記号の組合せとする。

3　法第百六十四条第二項第三号の総務省令で定める電気通信番号は、次のいずれかに掲げるものとする。

［一・二　同上］

別表　電気通信役務の種類（第二十二条の二の三第一項第五号ロ関係）

［一～十三　同上］

備考　［同上］

［一　同上］